

もつと身近に！

「成年後見」

もし認知症などで判断力が失われたら・・・

後見人が、あなたの生活をしっかり支える
それが「成年後見制度」です。



市民後見センターとよはし

成年後見常設相談所

市民後見センターとよはし

運営：特定非営利活動法人たすけあい三河 <http://www.wacnet.jp/koken/>



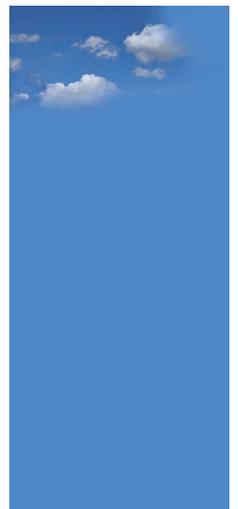
目次

- 01 「成年後見センターとよはし」からのメッセージ
- 02 「成年後見制度」は、むつかしい仕組みではありません
- 03 「法定後見」は、問題解決の早道です
- 04 「法定後見」は、ここが分かればもう安心です
- 05 「任意後見」は、明日への備えです
- 06 「任意後見」は、手続きが簡単です
- 07 「任意後見」なら、こんなことも可能です
- 08 後見人には、大きな責務があります
- 09 後見人の権限を説明します
- 10 質問にお答えします
- 11 こんな質問もよくお受けしています
- 12 成年後見には、これくらいの費用がかかります
- 13 「市民後見センターとよはし」が支援します

寄付のお願い

市民後見センターとよはしとは、成年後見制度普及のための非営利活動を行っていますが、今後、より多くのご利用者を支援し、安定した活動を続けていくためには財政基盤の強化が必要です。当センターの基本的考えや活動内容にご賛同いただける方、また、当センターを利用して「良かった、役に立った。」とお感じになられた個人、団体、企業の皆様からの寄付によるご支援を常時募集しています。何卒、宜しくお願い申し上げます。

振込先 通常郵便貯金 12160-2 82557761
特定非営利活動法人たすけあい三河



もっと身近に「成年後見」を！ 地域に市民後見人の輪を広げましょう！



市民後見センターとよはし
代表 加藤 政実

2000年4月に制度が発足してから12年、いよいよ日本にも成年後見制度が本格的に必要な時代に入りました。しかし、地域によりその取り組みには格差が表れています。しかし、判断能力の低下した高齢者・障がい者は急速に増加し、成年後見制度の担い手として、市民が地域を守り育て、未来につなげることが大切になって来ています。私たちは今、地域にその担い手として市民後見人を育てネットワークにより「成年後見」を進めていきたいと考えています。

また、「成年後見」は、地域で暮らす高齢者・障がい者には、その後の人生を形成していく上で大切な制度です。しかし、制度の仕組みや公的機関での未理解、後見人の役割に対する誤解などから利用が見送られるケースも多く発生しており、今後成年後見制度の正しい理解を進めていく必要があります。

この小冊子は、成年後見制度の利用を必要とされる方やその家族及び医療・福祉に携わるスタッフの方や、行政機関、金融機関で、成年後見をわかりやすく解説したガイドとして活用いただければ幸いです。

市民後見センターとよはし

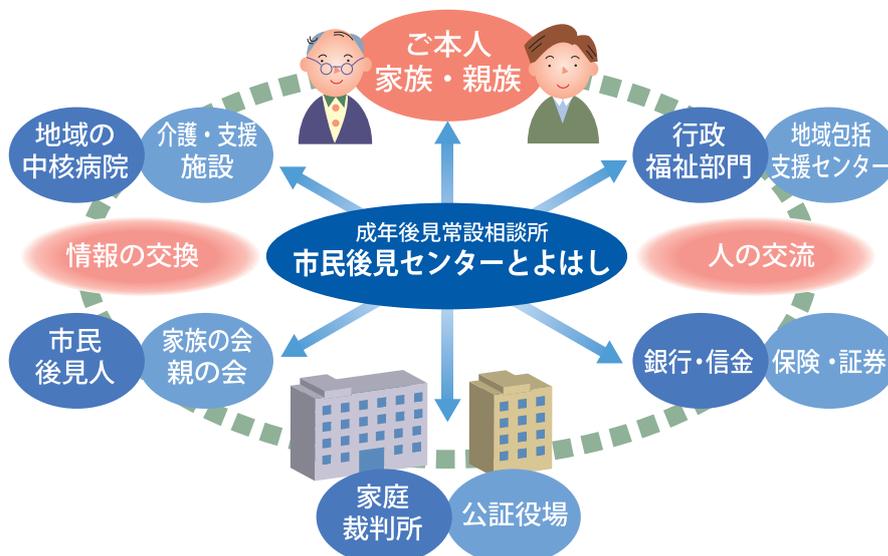
代表 加藤 政実

この冊子では、認知症高齢者、精神障がいや知的障がいを抱える方など、成年後見制度の利用の主体となるべき方々を「ご本人」と表示しています。また、「後見人」は、法定後見制度による後見人、保佐人、補助人ならびに任意後見制度による後見人を総称する言葉として使用することがあります。なお、文中で、家庭裁判所を「家裁」と省略表示している箇所があります。ご了承ください。

市民後見センターとよはしの役割

成年後見推進の「ハブ拠点」をめざして

私たち「市民後見センターとよはし」は、医療・福祉・行政機関との連携、成年後見講座、セミナーの実施、成年後見冊子・資料の提供などを通じて、成年後見に関わる「人と情報が行き交う」ハブとしての機能を果たす拠点となることをめざして活動を続けています。





「成年後見制度」は、むづかしい仕組みではありません

「成年後見」の二つの制度

「成年後見制度」は認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分となった成年者のために、法律上の権限と責任を持った「後見人」をつけて、ご本人が支障なく普通の生活を送れるよう支援する制度です。成年後見制度は「法定後見」と「任意後見」という二つの異なる制度から成り立っていますが、いずれにおいても、後見人はご本人の意思を最大限に尊重し、心身の状況や生活の状況に配慮しながら、ご本人が安心して生活を送れるよう、最善の努力をする責任を負っています。

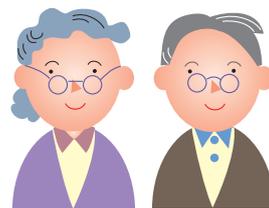
法定後見制度

- すでに、認知症などで、判断力が低下した人のための制度です。
- 四親等内の親族などが、家庭裁判所に申請手続きをします。
- ご本人の症状により、「後見・保佐・補助」のいずれかが適用されます。
- 後見人は、家庭裁判所が選びます。
- 後見人の権限や責任の範囲は、家庭裁判所が決めます。
- 後見人は、行なった仕事を家庭裁判所に直接報告します。

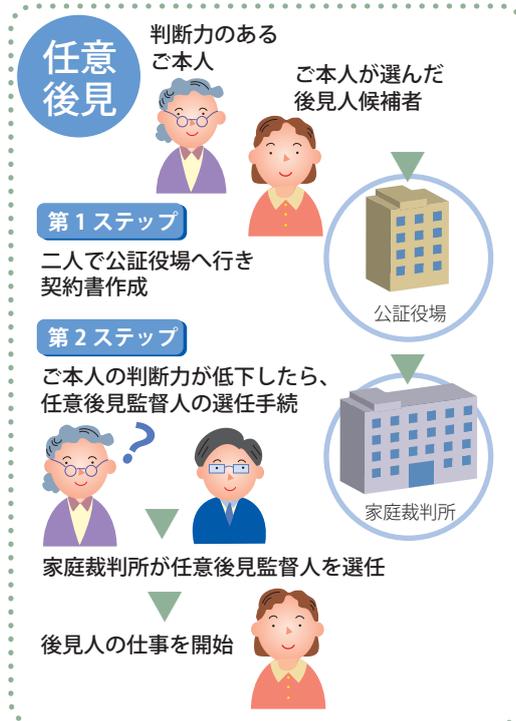
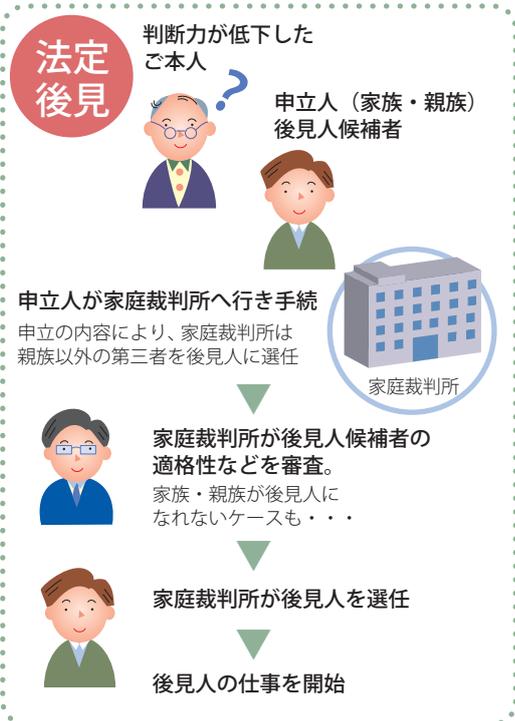


任意後見制度

- 今、元気な人のための制度です。
- ご本人自身の自由な判断で、後見人候補者を選びます。
- 後見人に任せる仕事の内容や条件は、契約書に明記します。
- 公証人立会いの下で、公正証書契約書を交します。
- ご本人の判断力が低下したら、家庭裁判所で任意後見監督人選任の手続きを取ります。
- 任意後見監督人が任命され、後見人は行なった仕事を監督人に報告します。



成年後見の利用手続

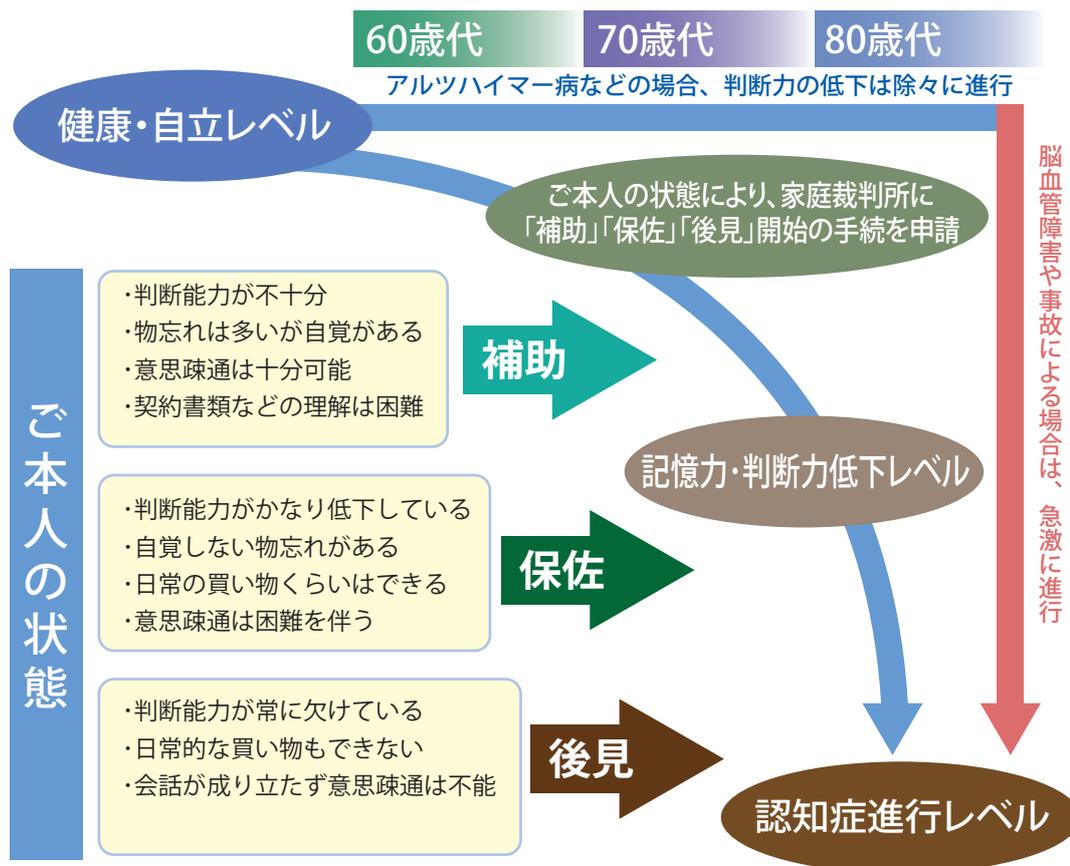




「法定後見」三つの区分 **重要**

法定後見制度には「後見」「保佐」「補助」の三つの区分があり、ご本人の判断力低下の程度により、それぞれが適用されます。それぞれに対応して「後見人」「保佐人」「補助人」が選任され、ご本人の生活を支えます。次の図で、その関係を確認しておきましょう。（後見人などに与えられる権限については、09をご覧ください。）

「法定後見」三つの区分選択のめやす



利用のメリット

- 判断力を失っても、後見人がご本人の生活環境と財産をしっかりと守ります。
- 悪徳商法などによる、ご本人に対する押し付け販売や詐欺的契約は、後見人が「取消権」を行使して契約を解除することができます。
- 後見人は法律上の正規の代理人として、ご本人に代わって金融機関などとの取引を円滑に進めます。
- 後見人には、ご本人の財産の収支を家庭裁判所に報告する義務があり、お金の流れについての正確な記録が残ります。
- 家庭裁判所も、後見人から報告を受ける形で、ご本人の生活を見守ります。

利用の際の留意点

- ご本人の選挙権、被選挙権はなくなり、印鑑登録も抹消されます。（後見の場合）
- 弁護士、医師、税理士などの仕事ができなくなります。（保佐・後見の場合）
- 法人の役員や公務員の仕事を続けることができなくなることもあります。（保佐・後見の場合）
- （注）上記はいずれも補助については適用されません。



「法定後見」は、ここがわかればもう安心です

活用のポイント

- 認知症や知的障がいなどで、すでに「判断力が低下している」方のための制度です。
- 手続は、ご本人が実際に居住する地域の家庭裁判所で行ないます。
- 「後見」「保佐」「補助」の区分による権限の違いなどを、事前に確認することも重要です。
- 手続ができるのはご本人、家族、親戚にあたる人などです。（申立人は四親等内の親族）
- 手続をする家族、親族がいない場合には、市長、町長などが手続をします。
- 家族、親族で「後見人にふさわしい人」がいれば「後見人候補者」として申請できます。
- NPO法人、弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者に後見人を依頼することもできます。
- 家族とNPO法人の組み合わせなど、複数の後見人候補者を申請することも可能です。
- 「後見人とするかどうか」は、家庭裁判所がその人の適格性を見極めて判断します
- 手続から家庭裁判所が後見人を決定するまでには、およそ1～2ヵ月かかります。
- 手続にかかる費用は、原則として手続を行なう人（申立人）の負担となります。

手続の流れ（後見・保佐・補助の開始）

- 1 事前に日時を予約した上、家庭裁判所に向いて申請書類一式を提出します。
- 2 申立人、ご本人、後見人候補者への面接調査が実施されます。
- 3 必要な場合、家族がご本人の精神状態、判断能力について医学鑑定を実施します。
- 4 家裁は、家族・親族などへの照会、調査を行なった上で、後見人を選任します。
- 5 申立人、後見人へ「決定（審判）の通知書」が送られ、その内容は法務局に登録されます。
- 6 後見人は仕事を開始し、ご本人の財産目録などを作成して指定日までに家裁へ提出します。
- 7 後見人は、定期的にご本人の生活・財産の状況などを家裁に報告します。

法定後見申立に必要な書類

対象	提出書類	備考
申立人	戸籍謄本・住民票	市区町村役場で入手
ご本人	申立書・申立の趣旨	関係者の住所、氏名、後見申立の理由などを記入
	ご本人についての照会書	経歴、財産状況、月間の収入・支出状況を記入
	家族関係図	本人の父母、配偶者、子、兄弟姉妹などを記入
	診断書（成年後見専用のもの）	主治医、「物忘れ外来」病院などに作成依頼、入手
	登記されていないことの証明書	法務局で入手
ご本人	戸籍謄本・住民票	市区町村役場で入手
	財産の裏付けとなる資料	不動産登記簿謄本、預貯金通帳・証書、保険証券、株式・投信報告書など
	収入・支出に関する資料	年金額通知書、介護認定通知書、障害者手帳、固定資産税、所得税・住民税、施設・医療費領収書など
後見人候補者	後見人候補者についての照会書	家族、財産状況、後見の方針などを記入
	戸籍謄本・住民票	市区町村役場で入手

【ご注意】

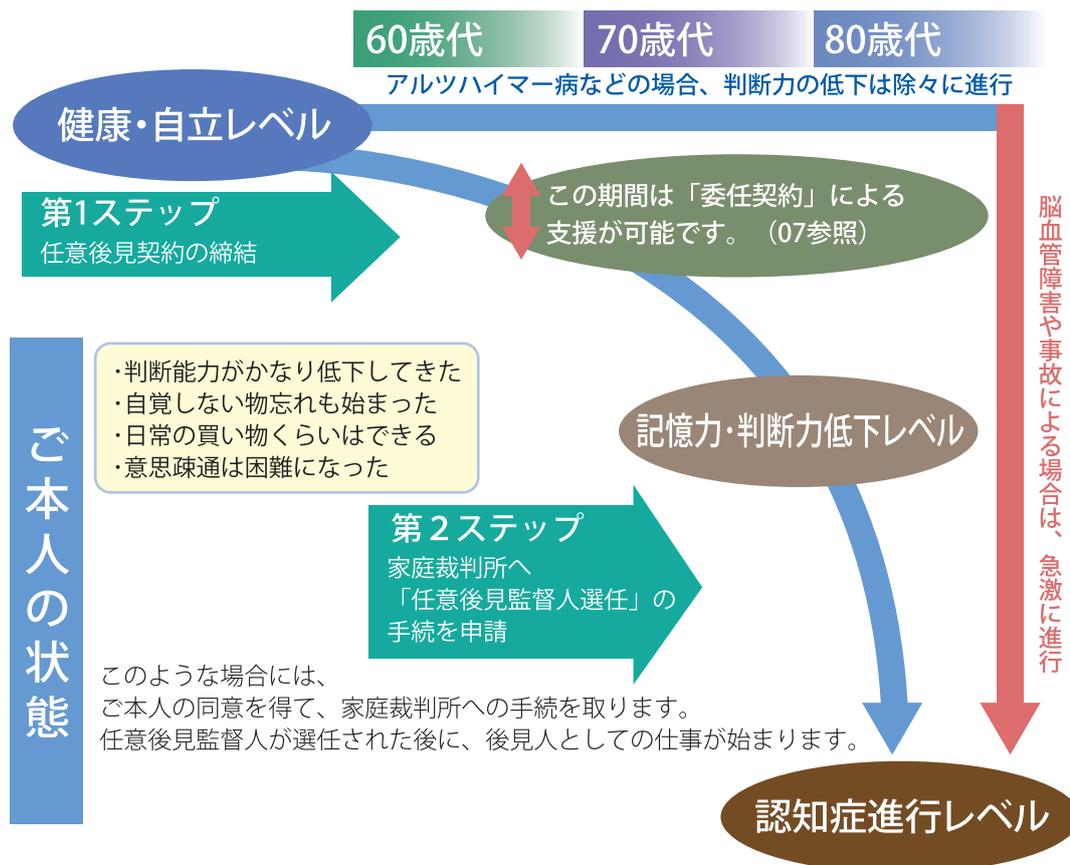
- ・各地の家裁によって、提出書類の書式・内容、必要な添付資料などが異なります。
- ・ご本人の住居地の家裁に申立書類セットを請求・入手し、内容をよく確認してください。



「任意後見」二つのステップ 重要

「任意後見」には法定後見のような区分はありません。第1ステップとして、ご本人と後見人を引受ける人（任意後見受任者）との間で「任意後見契約」を結びます。しばらく時間が経過して、ご本人の判断力が低下してきたら、第2ステップとして家庭裁判所で「任意後見監督人」を選んでもらう手続きを取ります。

「任意後見」 手続の時期



利用のメリット

- ご本人自ら、信頼できる後見人を選んでおくことができます。
- 希望する生活のプランなどを、ご本人と後見人候補者とがよく話し合い、事前に取り決めておくことができます。
- ご本人の判断力が失われても、後見人が生活環境と財産をしっかりと守ります。
- コミュニケーションが困難な状態にあっても、後見人は可能な限りご本人の意思や気持ちを尊重して、「その人らしい生活」が維持できるよう努めます。
- 家庭裁判所は、後見人を監督する人（任意後見監督人）を任命して、後見人が適切な仕事をするよう見守ります。
- 後見人には、ご本人の財産の収支を任意後見監督人に報告する義務があり、お金の流れについての正確な記録が残ります。

利用の際の留意点

- 任意後見人には代理権のみ与えられ、法定後見人のように、ご本人が行なった不利な契約などを直ちに取り消すことができません。



「任意後見」は、手続きが簡単です

活用のポイント

- いま元気な方が、「認知症などで判断力が低下したとき」のために、後見人を確保しておく制度です。
- ご家族などでよく話し合い、信頼できる後見人を選ぶことが大切です。
- NPO法人、社会福祉士、司法書士、弁護士などの第三者に、後見人引受を依頼することもできます。
- 複数の後見人を選んでおくこともできます。（家族とNPO法人の組み合わせなども可能）
- 後見人を引受けた人（任意後見受任者）とはよく話し合い、依頼した事柄について同意を得ておきます。
- 「任意後見契約」の内容を、事前に公正証書のひな型などで確認しておきましょう。
- 「任意後見契約」は必ず公証役場で、公正証書として作成しなければなりません。
- ご本人の判断力が低下したときは、早めに家庭裁判所で「任意後見監督人」選任の手続きを取ります。
- 家庭裁判所の決定が出るまでには、1～2ヶ月くらいかかります。
- 任意後見監督人が選ばれた後でない限り、後見人の仕事を始めることはできません。
- シニアの生活設計には欠かせないツールとして、ご家族と一緒に利用を考えましょう。

手続の流れ（任意後見契約から後見人の仕事開始まで）

- 1 本人と任意後見受任者が、公証役場で「任意後見契約公正証書」を作成します。
- 2 契約の情報が法務局へ登記されます。
- 3 本人の判断力が低下したら、家裁に「任意後見監督人選任」の手続きをします。
- 4 家庭裁判所が、本人の精神状態、生活状態、家族関係などを確認調査します。
- 5 家庭裁判所は、後見人を監督する「任意後見監督人」を選任します。
- 6 申立人、任意後見人へ「決定（審判）の通知書」が送られ、その内容は法務局に登記されます。
- 7 後見人は任意後見監督人立会いの下で、本人の財産目録を作成します。
- 8 後見人は任意後見監督人に、本人の生活状態、財産管理の状況などを定期的に報告します。

任意後見契約・手続に必要な書類

対 象	提出書類	備 考
第一ステップ（任意後見契約のとき）		
ご本人	戸籍謄本・住民票・印鑑証明書	市区町村役場で入手
任意後見受任者	住民票・印鑑証明書	同上
【ご注意】		
<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書契約書の条文・表現は、公証役場によって異なることがあります。 ・「委任契約」や「死後の事務委任契約」を追加する場合は、その内容を事前に十分協議、確認しておきましょう。 ・契約当日には、「ご本人」「任意後見受任者」それぞれの実印が必要です。 		

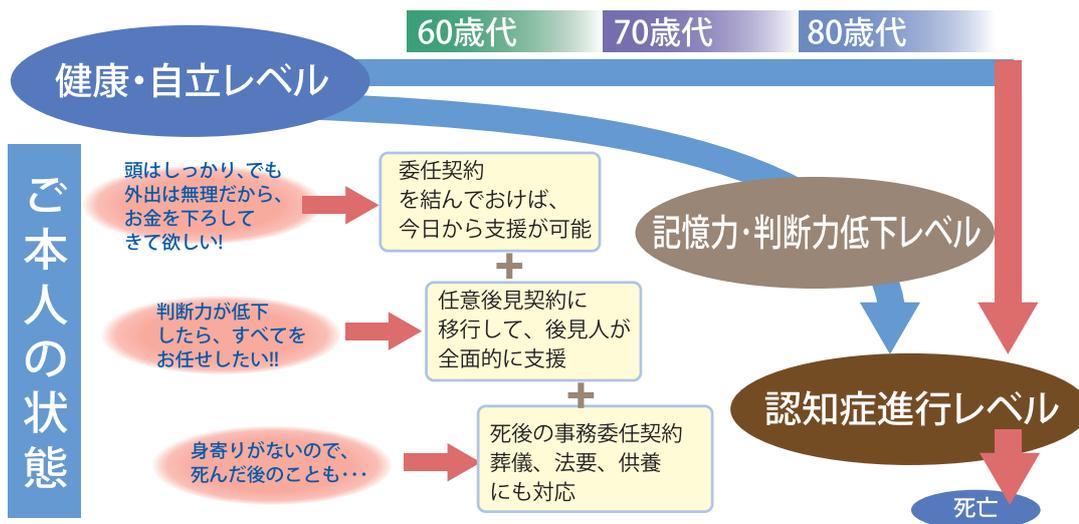
第二ステップ（任意後見監督人選任手続のとき）

診断書、登記事項証明書、戸籍謄本、住民票など「法定後見」申立に準じた書類（04参照）
任意後見契約公正証書

拡張型「任意後見契約」

「任意後見」契約が有効となるのは「将来、ご本人の判断力が低下した時」であり、それが何年先のことは誰にも分かりません。判断力はしっかりしていても身体が不自由な方にとっては、「遠い将来のことより、今すぐ生活の支援を・・・」というのが切実な願いといえます。「任意後見契約」のみでは不可能ですが、「委任契約」を追加すれば、そのようなご要望にもお応えできます。

また、「任意後見契約」は、ご本人の死亡によりその効力を失いますので、「死後についてのご要望」にも対応できません。身寄りがなく死後のことが気がかりな方などは、「死後の事務委任契約」を追加して希望する内容を具体的に決めておけば、不安感を大きく軽減することができます。



契約の組合せで実現できる「任意後見」の機能拡張



拡張型「任意後見契約」のメリット

- 「委任契約」を加えると、契約締結の日から任意後見受任者による以下のような生活支援を受けることができます。
 - 定期訪問による生活状況の見守り
 - 診療、入院などの手続
 - 預貯金口座からの払い出し、通帳記帳
 - 介護保険利用、住民票などの取得
 - 物品購入、契約手続
 - 老人ホームなどへの入所手続
 - 生活関連費用の支払手続、銀行振込み
 - 住宅改修、補修などの手配
- ご本人の状況を任意後見受任者が常時見守ることで、判断力低下による「任意後見」への移行がスムーズに行なえます。
- 「死後の事務委任契約」を加えておくと、万一の時、任意後見受任者は以下の事を代行することができます。
 - 医療費など未払い費用の支払い
 - 葬儀、埋葬、供養などの手配や費用の支払い
 - 貸借建物の明け渡し、敷金などの清算
 - 家財や生活用品などの処分

利用の際の留意点

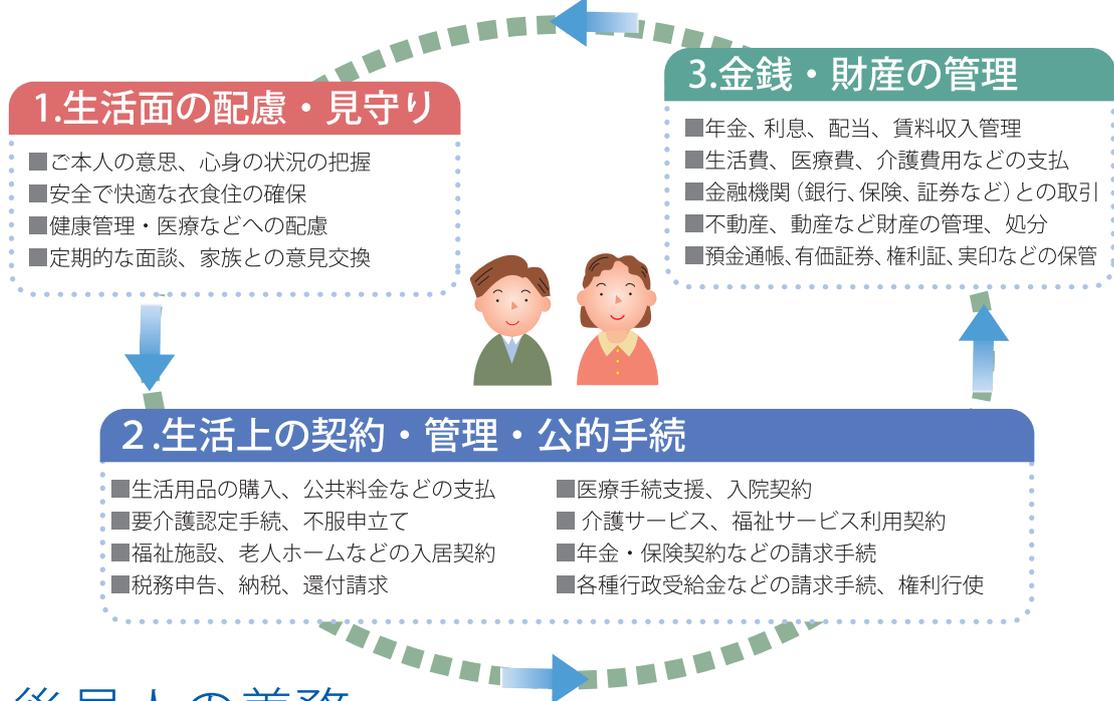
- ご本人の判断力が低下してきたときには、速やかに「委任」の状態を停止し「任意後見人」としての仕事が開始できるよう、家庭裁判所で任意後見監督人を選任する手続を取らなければなりません。
- 「委任契約」が有効な間は、任意後見受任者を監督する人は選任されませんので、「委任契約」を結ぶかどうかは慎重に判断し、財産管理の代行を依頼する際には知人の立会いや第三者の関与を求めるなどの対策も考えておきましょう。
- 預貯金通帳などの重要書類は、ご本人が希望された場合に限り任意後見受任者が預かります。



後見人には、大きな責務があります

後見人の責任と役割

後見人は、まず第一に、ご本人の生活をしっかり見守り、次に、生活に必要なサービスの選択・契約などを行ないます。「**財産管理だけが後見人の仕事**」ということではありません。



後見人の義務

後見人は「代理権」「同意権」「取消権」など、与えられた権限を適切に使ってご本人の生活を支えますが、その役割を果たす上で以下の義務はしっかりと果たさなければなりません。

- ご本人の意思を尊重し、適切な生活支援と財産管理を行なうこと
- 家庭裁判所または後見監督人の指導や指示に従うこと
- 後見人として行なった仕事や財産の管理状況について、家庭裁判所や後見監督人に適切な報告書を提出すること

※「ご本人の意思を尊重する義務」については、法律で次のように定められています。

民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活・療養看護・財産管理事務を行うにあたり、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

任意後見契約に関する法律第六条（本人の意思の尊重など）

任意後見人は、「任意後見人の事務」を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

後見人の権限の及ばない領域

以下はご本人だけが意思決定できる事柄であり、後見人がご本人に代わって意思決定をしたり、代理をしたりすることはできません。

- 手術を受けること、臓器移植や延命治療を行なうこと
- 婚姻や養子縁組をすること
- 遺言を作成すること



後見人に与えられる権限と申立手続のまとめ

区分	後見	保佐	補助	任意後見
本人の状態	判断能力がほとんどなく、日常的な買い物もできず、常に介護が必要	判断能力がかなり低下し、日常の買い物はできるが、財産の管理は困難	判断能力が低下し、複雑な契約などにはサポートが必要	判断能力が低下し、複雑な契約などにはサポートが必要
手続する人	家族・親族・本人 市町村長	家族・親族・本人 市町村長	家族・親族・本人 市町村長	家族・親族・本人 任意後見受任者
支援する人	後見人 (家族・第三者)	保佐人 (家族・第三者)	補助人 (家族・第三者)	任意後見人 (家族・第三者)
本人の同意 (手続のとき)	不要	不要	必要	必要 (可能であれば)
与えられる権限	全面的な代理権 全面的な取消権 日常生活の行為は除く	限定的な代理権、重要な財産行為についての同意権、取消権 権限内容の追加が可能	さらに限定的な代理権 限定された特定の同意権、取消権 権限内容の選択が可能	契約書に記載された代理権 同意権、取消権はない
本人の同意 (権限付与について)	すべて不要	代理権には必要 同意権・取消権は不要 追加した権限には必要	代理権、同意権、 取消権のすべてに必要	任意後見契約時に 本人が同意済み

重要な財産行為とは（同意権・取消権）

- 1) 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、それらを他人に貸したり預けたりすること
- 2) お金を借りたり、他人の保証人になること
- 3) 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること
- 4) 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- 5) 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- 6) 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- 7) 贈与や遺贈を断ったり、何か負担をすることを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- 8) 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- 9) 宅地は5年以上、建物は3年以上、動産は半年以上にわたって、賃貸借の契約をすること

権限の種類とその具体例

同意権・取消権とは

- ご本人が行なった商品購入やサービス契約、住宅のリフォーム、保険の契約などの内容を確認し、問題がなければ同意をする権限です。
- 詐欺的商法による契約はもちろん、ご本人が行なった「不必要な高額商品の購入」や「不利益や損失をもたらす取引や契約」などを取り消す権限です。

例1 悪徳商法に騙されたことがあるので、ご本人が行なった20万円以上の取引について、同意または取り消す権限

例2 他人の保証人になって過去に失敗しているので、保証などを行なうことについて、同意または取り消す権限

代理権とは

- 介護サービス、医療、施設入居、金融機関（銀行、保険、証券など）との取引などの契約を、ご本人に代わって行なう法律上の権限です。
- 「生活費の送金、物品の購入、遺産相続手続、行政手続なども行なうことができます。
- ご本人の預貯金通帳、キャッシュカード、不動産、保険、債券などの財産や実印、権利証、その他の重要書類を預かって管理し、必要に応じてそれらを処分する権限も含まれます。

例3 物忘れで預金通帳や印鑑をたびたび紛失しているので、年金が振り込まれる銀行の通帳だけを管理し、出金などを代行する権限

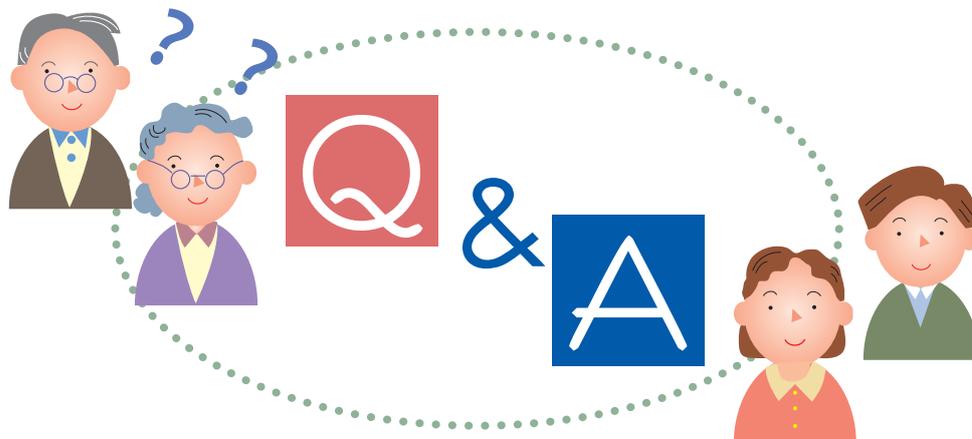
例4 有料老人ホームの入居一時金を作るため、ご本人が所有する不動産の売却を代理で行なう権限

留意点

- 「法定後見」の後見人、保佐人、補助人が行使できる権限の範囲は、法務局が発行する「成年後見登記事項証明書」に記載されます。
- 「任意後見」の後見人が行使できる代理権の範囲は、任意後見契約公正証書の代理権目録に記載されています。
- 後見人の権限や仕事の進め方に不明な点があるときは、家庭裁判所や任意後見監督人に確認し、その指示や助言に従うことが大切です。



成年後見に関する？にお答えします



Q 「成年後見」の申立ては、どんな場合に必要？

A 認知症などによって、ご本人の記憶力、判断力が大幅に低下した場合には、ご自身で入院や介護サービスの手ができなくなります。また、銀行でのお金の出し入れが困難となり、ご自身の年金手続や保険金請求などが一層難しい状況も生まれます。さらに、ご家族の間などで、

判断力の低下した方を含めた

財産の分割・相続を行なおうとする場合には、ご本人の利益を代弁する後見人がいなければ、正規の手続を進めることができません。

福祉・医療関係者や金融機関などから「後見手続」を進められた場合には、なるべく早くご本人の主治医の先生などに相談した上、後見の手続をすすめる必要があります。

Q 「成年後見」の手続は、誰が、どこですの？

A 「法定後見」の申立は、ご本人の家族や四親等内の親族が、ご本人が実際に居住する地域にある家庭裁判所で手続を行ないます。ご本人自身が申立をすることも可能で、また、申立を行なってくれる家族・親族が誰もいない場合には、市町村長などが申立手続をします。

「任意後見」の契約は最寄りの公証役場で行ないますが、その後の「任意後見監督人選任」の申立手続は、ご本人の住居地の家裁で行ないます。

Q 後見人はどんな資格が必要？

A 後見人になるための特別な資格は不要です。普通の市民生活を送っている成人であれば誰でも後見人の候補者になることができます。実際に、後見人の多くはご家族や親族がなっています。ただし、法定後見の場合には、後見人の選任は家庭裁判所が行ないますので、希望どおりにはならないこともあります。

後見人の資格をあえて挙げるとすれば、「ある程度の人生経験」「普通の市民としての常識」「常識的な金銭管理意識」「人を思いやる心」を持っていることかもしれません。

Q 後見人の仕事の範囲はどこまで？

A 後見人は、ご本人の心身の健康や安全、生活の状態をしっかり見守り、医療や介護など必要なサービスや契約などを選択し、手続を代行する仕事などをします。また、ご本人の権利や財産を守り、不利益な契約の取消しなども行ないます。ご本人のための「買い物や食事の世話」「掃除」「身体の介助」などは含まれません。

「やはり、専門知識がないと後見人は務まらない？」と、心配する必要はありません。分からないことは当センター、家庭裁判所にご相談ください。また、複雑な問題は、後見人の立場で弁護士や税理士などの専門家に解決を依頼することができます。

Q 後見人は身元保証人になってもらえる？

A 判断力の低下した方について、病院や施設から身元保証人を立てて欲しいと求められることがありますが、原則として後見人は保証人を引き受けることができません。保証人は、ご本人の費用負担が困難となった場合の支払い責任や、ご本人が亡くなった時の引き取り責任などの履行が求められますが、本来、ご本人が支払うべき負債を後見人が背負い込むことは一切ありませんし、ご本人死亡後の責任を負うこともありません。

ただし、病院・施設側が成年後見人の立場を理解し、「後見人の責務の範囲内で良い」ということであれば引受けできる場合もあります。



Q 後見人の仕事はいつまで続く？

A 「判断力を失くした父親の不動産を処分する」ために家裁を申立手続をして、息子が後見人に選任されて「無事に売却が終わった・・・」としても、そこで「後見人の仕事は終わり」ではなく、むしろそこから始まりで、後見人の仕事と責任はご本人がお亡くなりになるまで続きます。

「病気のために後見人の仕事を続けられない」など、正当な理由がある場合は、家庭裁判所の許可を受けて後見人を辞めることができます。しかし、後見人を引受けるときには、「後見人は長期間にわたって大きな責務を負う」ことを良く理解しておく必要があります。

※後見人を辞める場合には、家庭裁判所の許可が必要で勝手に辞めることは許されません。

Q ご本人が亡くなった後のことはどうなる？

A 後見人の責務は、ご本人がお亡くなりになったときに終了します。その場合、後見人は管理してきたご本人の財産を整理した後に、家庭裁判所や後見監督人に最終の報告書を提出し、残った財産や重要書類などを相続人に引き渡さなければなりません。葬儀や法要の手配、相続財産の処分などを、後見人が勝手に行なうことは許されません。

「死後のことも後見人に一切任せたい」という場合は、任意後見契約を結び、同時に「死後の事務を委任する」契約を結びます。また、遺言の形でその意思を伝えることもできます。手続は公証人・弁護士・司法書士などの専門家に相談します。（07拡張型任意後見契約 参照）

Q 後見人は遺言書の作成を手伝ってくれるの？

A 遺言書は判断力が大幅に低下した後では作れませんので、公証役場で任意後見契約を結ぶ際に、ご本人の自由意思で公正証書遺言を同時に作成して、死後のことについて意思を明確にしておくことは大切なことです。

遺言の作成は、ご本人だけができることで、後見人は遺言書の作成に関わることはできません。判断力の低下したご本人の財産を管理する立場の後見人は、遺言の内容に影響を及ぼす恐れもあり、意図的に、後見人自身を遺産の受取人とする遺言の作成に導くことも起こり得るためです。

遺言書の内容について後見人が関与することは、倫理的にも許されません。

Q それが結局、誰を後見人にすれば・・・？

A ご家族、親族の中で「しっかりした人、信頼できる人」がおられれば、その方に後見人を依頼するのが一番でしょう。その場合は、そのことがご家族のもめ事の原因とならないよう、事前に良く話し合いを持つことが大切です。

身内に適当な後見人候補・受任者がいない場合には、NPO法人、社会福祉士、司法書士、弁護士などの第三者に依頼することになりますが、「この人なら絶対に信頼できる」という個人や法人を見極めて慎重に選択することが大切です。複数の後見人をつけることもできます。家族後見人と外部の専門家が共同で後見人となるのも解決策の一つです。

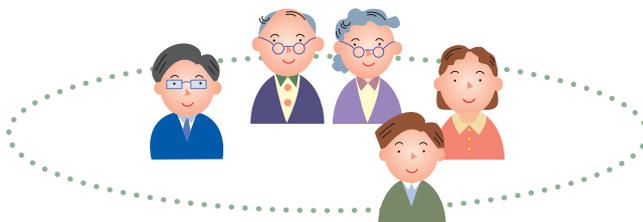
※家裁は、家族・親族の後見人などに後見監督人を付けることがあります。



成年後見制度の利用にかかる費用（概算額）

	項目	金額	備考
法定後見	後見申立手続	7,600円	印紙、切手で家裁に納付
	医学鑑定	50,000円～100,000円	家裁が実施する場合のみ
	後見人報酬（月額）	5,000円～50,000円	第三者後見人の場合（推定額）
	後見監督人報酬（月額）	5,000円～10,000円	家裁が選任する場合のみ（推定額）

	項目	金額	備考
任意後見	任意後見契約	24,700円	公証役場への契約手続・登記費用
	委任契約（加算額）	11,000円	任意後見契約に追加する場合のみ
	死後の事務（加算額）	11,000円	同上
	後見監督人選任手続	5,400円	将来発生する家裁での手続費用
	任意後見人報酬（月額）	10,000円～50,000円	第三者後見人の場合には必要
	後見監督人報酬（月額）	3,000円～10,000円	家裁が決定（推定額）



法定後見にかかる費用の留意点

- 後見申立手続費用や医学鑑定費用は、原則として申請手続きをする人の負担となります。
- 原則として、後見人および後見監督人の報酬、後見活動に必要な実費（公的証明書の手数料、交通費など）は、すべてご本人の財産から支出されます。
- 保佐人・補助人に個別の取消権、代理権を付与する場合、または、複数の後見人を付ける場合には、申立費用が数千円加算されます。
- 医学鑑定は、後見、保佐の申立の場合に、ご本人の判断力の程度を確認するために家裁が必要に応じて実施するものです。（補助は対象外）
- 後見人の報酬額は、ご本人の財産の状況と後見人が行なった仕事の難易度などを勘案して家庭裁判所が決定します。
- 家庭裁判所の承認がなければ、後見人は報酬の支払いを受けることができません。
- 後見人は、後見活動にかかった事務費（実費）を、ご本人の財産から適宜精算することができます。
- 後見申立費用、後見人の報酬について、公的助成を受けられる場合があります。

任意後見にかかる費用の留意点

- 公証役場に支払う費用は、契約内容によって個別に算定されます。
- ご本人は公証役場に出向くことができず、公証人に自宅まで出張を依頼する場合には、出張料、交通費など2万円程度加算されます。
- 原則として、任意後見監督人の申立手続費用、任意後見人および任意後見監督人の報酬、後見活動に必要な実費（公的証明書の手数料、交通費など）は、すべてご本人の財産から支出されます。
- 任意後見人の報酬額は、ご本人と任意後見受任者の間で自由に決めることができます。
- 任意後見人の報酬は、任意後見監督人が選任され後見人としての仕事を開始した日以降に初めて発生します。
- 任意後見人の報酬は、家裁の承認なしで支出することができます。
- 任意後見人監督人の報酬額は、家庭裁判所が別途決定します。



「市民後見センターとよはし」のサービス

●後見人はどう選べば・・・

●銀行で後見人を付けるように言われたけど・・・



成年後見制度全般について詳しく、わかりやすくご説明します。

ご家庭の状況に一番合った成年後見制度の利用方法をご提案します。

ご希望により、法律や福祉の専門家をご紹介します。

皆様からの
ご相談をお受けし、
必要な支援を
行います。

●後見人にはなったけど
事務や報告は・・・？

●家庭裁判所での手続きは？



法定後見・任意後見の利用手続きを支援します。

法人として、後見人・後見監督人を引き受けます。

家族後見人の報告事務を支援します。

成年後見常設相談所
市民後見センターとよはし

無料です

有料です



家庭
裁判所



公証役場

無料相談について

- 成年後見の利用に関するあらゆるご相談、ご質問をお受けしています。
- ご相談者の住居地には制限はありません。
- なるべく関係者の皆様（ご本人・家族・親族など）で一緒に当センターにおいでになってご相談ください。
- 電子メール、電話、F a x でのご相談もお受けします。
- 当センターにおいでになれない方には、出張による相談もお受けします。

成年後見セミナー、説明会実施について

- ご要望により、地域住民や団体の方のための出前講座を実施しますので、ご相談ください。
- 金融機関の職員の方などへの研修もお受けします。

【ご留意いただきたいこと】

- 面談、出張相談については、必ず事前にご予約ください。（平日9：30～6：00）
- 平日のご利用が困難な方には、土曜日のご相談もお受けします。
- 個人の方への出張相談の場合には、交通費程度のご負担をお願いします。
- 団体、企業などへの出前講座については、可能な範囲でのご負担をお願いしています。

有料サービスについて

- 家庭裁判所への後見申立や公証役場での任意後見契約に必要な手続きのご支援をしています。
- 法人として、後見人および後見監督人をお引受けします。
- ご家族・親族の方と当法人との共同による後見人引受けも可能です。
- ご家族で後見人となられた方の、後見事務管理や報告書作成をご支援します。

【ご留意いただきたいこと】

- 当センターは、特定法令の説明や解釈ならびに訴訟など法律上の手続に関するご相談は一切お受けできません。
- 遺言作成、遺産相続手続、納税その他専門的な行政手続に関わるご相談やご支援はお引受けできません。
- 必要な場合には、法律、行政、税務の専門家を無料でご紹介しています。（各専門家への費用、報酬は発生します。）

その他のサービス

- 成年後見制度の利便性向上のための研究を行い、その情報を開示しています。
- 成年後見制度の利用促進、普及活動を行なう団体などへの支援や情報提供を行なっています。



あなたのキャリアを 市民後見人として 活かしてみませんか？

成年後見は、これからさらに利用拡大が見込まれる制度です。市民後見センターとよはしでは、成年後見制度普及の活動に参加される市民を大募集しています。民間企業OBの方、公的機関OBの方、医療・福祉分野の経験者の方、医療・福祉分野の経験者の方、市民後見人養成講座修了者の方などの積極的なご参加を歓迎します。

あなたが活躍できる分野はたくさんあります。

- 成年後見の相談員
- 成年後見セミナーの講師
- 後見人としての実務担当
- 成年後見制度全般の広報活動など

※成年後見制度の知識、経験は不要です。

当センターで実務研修を実施します。

参加ご希望の方は、下記までご連絡ください。

市民後見センターとよはし

本部 Tel 0532-52-4315

相談室 Tel 0532-66-0125 Fax 0532-56-0702

Email info-koken@wacnet.jp

この冊子のご請求について

成年後見制度のご利用を検討されている方、また、福祉・医療機関や行政・公的相談機関、金融機関の方々に、この冊子をお送りしています。学習会や研修会などにご利用いただけます。ご希望の方は、メール、電話、FAXでお申し込みください。

専用ウェブサイトについて

当センターのウェブサイトには、市民後見人養成講座の情報はじめ、成年後見制度についての「知りたい情報」を掲載しています。是非ご利用ください。

URL <http://www.wacnet.jp/koken/>



成年後見常設相談所

市民後見センターとよはし

本部 〒440-0823 豊橋市南瓦町 14-1 WACビル 3F
 相談室 〒440-0823 豊橋市南瓦町 46 瓦ビル 2F カフェギャラリー内
 ☎本部 Tel 0532-52-4315 相談室 Tel 0532-66-0125
 Fax 0532-56-0702 Email info-koken@wacnet.jp

※本部は階段で2階総合受付まで

相談室へはエレベーターをご利用いただけます。

営業時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00

※電話でご予約をお願いします。事前にご連絡いただければ、

土曜日のご相談もお受けします。

駐車場 本部 10台 瓦ビル 3台 本部横空手道場 10台 (夕方5時まで使用可)

